○農林水産省告示第八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東京都青梅市御岳二丁目四四一の一から四四一の三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、小曾木二丁目六八六・六九五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、成木五丁目一三四一（次の図に示す部分に限る。）、成木八丁目二〇のイの一から二〇のイの三まで・九二一の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、あきる野市深沢字南沢三五八・三五九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、乙津字上長岳五九〇・五九一・五九三・五九四・五九六のイ（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、五九六の八、字西谷九三八・九三九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、西多摩郡奥多摩町留浦字三澤一七六六・一七六七のイ（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、海澤字大か一〇五七の一・一〇六七・一〇六九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字神庭八五〇の三（次の図に示す部分に限る。）、字横くね一一三四から一一三六まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、梅澤字東平九九の一（次の図に示す部分に限る。）、九九の六、日の出町大字平井字宮本三八四三の一（次の図に示す部分に限る。）、三七八五の一、三八三〇、字谷ノ入三九二一の一（次の図に示す部分に限る。）、三九二〇、三九二一の三、檜原村字人里六四〇〇のイ・六四一三のイ（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字下元郷五二三六の一・五二三七の一・五二九九から五三〇一まで・五三〇二のイ（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字樋里八九〇〇・八九〇二の二・八九一六・八九一八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、八九一七の二、字藤原九一四一・九二四六の一・九二四九のイ・九二五〇・九二五一の一・九二五四（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、九一四〇の一、九一四〇の二、一三の二、一四の二、一〇五の一、一〇五の三、一〇五の六から一〇五の九まで、一〇七の一、一〇七の二、一〇七の四、柚木町二丁目三〇〇の一・三〇〇の二・三〇〇の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、柚木町三丁目七二六の一・七三七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、畑中二丁目五八四、梅郷一丁目二〇四八（次の図に示す部分に限る。）、二二六の二、二〇四五の一、二〇四七のイの二、梅郷四丁目七四七の一、和田町二丁目六七三の二、黒沢二丁目一一七七の一・一二二七の一・一二二七の五・一二二七の一三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一二二六、黒沢三丁目一八九二・一八九四のイ・一八九四の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一四七二のイ、一四八一、一四八九、成木二丁目三八六の二、四六〇、四六一、成木七丁目六八四、七〇九の八、成木八丁目一〇一〇の一・一〇一〇の三・一〇二三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇二一の一、一〇二一の二、御岳一丁目四二の一、四二の二、一二四、御岳二丁目五九一の一・五九二・六〇一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、西多摩郡日の出町大字大久野字三ツ沢胡桃指四八一四、四八一五、四八一九、四八二八から四八三〇まで、字三ツ沢滝ノ入四八三五、四八四六から四八五〇まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都西多摩郡奥多摩町棚澤字大久保一〇九四から一〇九七まで、字姥岩一〇九八から一一〇〇まで、字与五平一一〇一、一一〇二、大丹波字眞名井沢四四九、四五〇のイ、檜原村字倉掛九三四七、字神戸八一八五の三（次の図に示す部分に限る。）、七八八〇の口、字本宿五五四三の一

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都青梅市御岳山一六（次の図に示す部分に限る。）、柚木町一丁目六の一・八・六四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、柚木町三丁目一〇五の一、一〇五の三、一〇五の六から一〇五の九まで、一〇七の一、一〇七の二、一〇七の四、柚木町二丁目三〇〇の一・三〇〇の二・三〇〇の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、柚木町三丁目七二六の一・七三七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、畑中二丁目五八四、梅郷一丁目二〇四八（次の図に示す部分に限る。）、二二六の二、二〇四五の一、二〇四七のイの二、梅郷四丁目七四七の一、和田町二丁目六七三の二、黒沢二丁目一一七七の一・一二二七の一・一二二七の五・一二二七の一三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一二二六、黒沢三丁目一八九二・一八九四のイ・一八九四の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一四七二のイ、一四八一、一四八九、成木二丁目三八六の二、四六〇、四六一、成木七丁目六八四、七〇九の八、成木八丁目一〇一〇の一・一〇一〇の三・一〇二三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇二一の一、一〇二一の二、御岳一丁目四二の一、四二の二、一二四、御岳二丁目五九一の一・五九二・六〇一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、西多摩郡日の出町大字大久野字三ツ沢胡桃指四八一四、四八一五、四八一九、四八二八から四八三〇まで、字三ツ沢滝ノ入四八三五、四八四六から四八五〇まで

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに青梅市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都西多摩郡檜原村字藤原九二九二のイ、九二九四、字本宿五六九五

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都青梅市二俣尾一丁目一一九の一（次の図に示す部分に限る。）、二俣尾四丁目一一一三の八、一一六二の一、一一六二の二、御岳二丁目五六〇の一（次の図に示す部分に限る。）、柚木町三丁目一〇三七（次の図に示す部分に限る。）、八四三の二、八四五の二、八四五の三、沢井二丁目九九五（次の図に示す部分に限る。）、あきる野市留原字芹沢三〇三、養沢字宝沢三五四のイ、戸倉字城山四二七・四三五・四三六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四三四、四三七、深沢字南沢出口二八二の一（次の図に示す部分に限る。）、二八三、二八四、西多摩郡奥多摩町境字さかい三〇九のイ・三二九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三二九の四、三二九の七、檜原村字下元郷五二二二（次の図に示す部分に限る。）、字南郷六一三二・六一三三のイ（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六一三三の口、字人里六七一七の六（次の図に示す部分に限る。）、字数馬六九九四のイ・六九九五のイ・六九九六・七〇〇五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備